

浜松市西部清掃工場更新事業

基本協定書 (案)

令和6年4月
(令和6年9月6日修正)

浜松市

浜松市西部清掃工場更新事業

基本協定書

本事業に関して、発注者と[]グループ(構成員である[]、[]、[]、[]及び[]並びに協力企業である[]、[]、[]及び[]によって構成される企業グループである。代表企業は[]である。)とは、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。

なお、本基本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとし、本基本協定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

- (1)「運営企業」とは、本事業における管理運営業務(運搬業務及び資源化業務を除く。)をSPCから受託し担当する[]をいう。
- (2)「運搬企業」とは、本事業における運搬業務を行う[]及び[]を総称して又は個別にいう。
- (3)「運搬に係る三者契約」とは、本事業における運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者、SPC、運搬企業の三者が締結する契約をいう。
- (4)「管理運営委託契約」とは、本事業における管理運営業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者とSPCが締結する契約をいう。
- (5)「基本契約」とは、事業者が本事業を一括で発注するために、発注者と事業者で締結する契約をいう。
- (6)「協力企業」とは、構成企業のうち、SPCに出資を行わない[]及び[]をいう。
- (7)「議会」とは、浜松市議会をいう。
- (8)「建設企業」とは、本事業における建設業務を行う[]及び[]を総称して又は個別にいう。
- (9)「設計建設工事請負契約」とは、本事業における設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と[]及び[]が締結する契約をいう。
- (10)「設計企業」とは、本事業における設計業務を行う[]及び[]を総称して又は個別にいう。
- (11)「構成員」とは、構成企業のうち、SPCに出資を行う[]及び[]をいう。
- (12)「構成企業」とは、[]グループを構成する[]、[]、[]、[]及び[]を総称して又は個別にいう。
- (13)「資源化企業」とは、本事業における資源化業務を行う[]及び[]を総称して又は個別にいう。
- (14)「資源化に係る三者契約」とは、本事業における資源化業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者、SPC、資源化企業の三者が締結する契約をいう。
- (15)「事業者」とは、構成企業とSPCを総称していう。
- (16)「代表企業」とは、[]グループを代表する[]をいう。
- (17)「特定事業契約」とは、基本契約、設計建設工事請負契約、管理運営委託契約、運搬に係る三者契約及び資源化に係る三者契約による不可分一体の特定事業契約をいう。
- (18)「入札説明書」とは、浜松市西部清掃工場更新事業入札説明書をいう。
- (19)「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集及びモニタリング実施計画説明書並びに実施方針等又は入札説明書等に対する質問回答を総称していい、その後に修正されたものは、当該修正された最新のものをいう。
- (20)「発注者」とは、浜松市をいう。
- (21)「プラント設備の設計・建設企業」とは、本事業におけるプラント設備の設計・建設業務を行う[]をいう。
- (22)「本基本協定」とは、この基本協定書をいう。
- (23)「本施設」とは、本事業で更新する浜松市西部清掃工場を構成する施設をいう。
- (24)「本事業」とは、浜松市西部清掃工場更新事業をいう。

(25)「SPC」とは、構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)をいう。

(目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し、構成企業が落札者として決定されたことを確認し、発注者と事業者の間で特定事業契約を締結することを目的として、特定事業契約の締結に向けた発注者及び構成企業双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者の責務)

第2条 発注者及び構成企業は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 構成企業は、特定事業契約締結のための協議において、本事業の入札手続における発注者及び浜松市西部清掃工場更新における浜松市PFI等審査委員会の要望事項を尊重するものとする。

3 発注者及び構成企業は、本事業の遂行のため相互に協力しなければならない。

(SPCの設立)

第3条 構成企業のうち、構成員は、本基本協定締結後速やかに、本施設の管理運営業務及びこれらに付随関連する業務の遂行のみを目的とする、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、SPCを浜松市内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書及び定款の原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

2 SPCは、発注者の事前の確認なく、本施設の管理運営業務及びこれらに付随関連する業務以外の業務を行ってはならない。

3 SPCは、次の各号に掲げる事項に従って定款を作成しなければならない。なお、削除又は変更するときは、事前に書面にて発注者の確認を得るものとする。

(1) SPCの目的は、本施設の管理運営業務及びこれらに付随関連する業務の遂行のみであること。

(2) SPCの本店所在地は、浜松市内とし、浜松市外に移転させないこと。

(3) SPCの株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法第107条第2項第1号の規定によること。

(4) 会社法第108条第2項各号の規定及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。

(5) 取締役会設置会社であり、かつ、監査役設置会社であること。

(6) 会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項の規定により、会計監査人の設置に関して定款に定めがあること。

(7) 会社法第214条の規定による株券を発行する旨を定款に定めないこと。

4 構成員は、SPCの設立及び運営について、次の各号に掲げる条件で合意するものとする。なお、本項に規定する内容については、構成員間で締結する株主間契約において合意するものとし、発注者の事前の書面による承諾を得てSPCの株主構成が変更された場合、構成員は、当該株主間契約に関して当該新株主を当事者に含める旨の変更を行うものとする。

(1) 前項各号に規定する事項をSPCの定款に定め、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除し、又は変更しないこと。

(2) 構成員は、管理運営業務の開始前までにSPCの資本金額を●●●円(※事業者提案により提案された金額をここに記載する。)とし、事業期間の間これを維持すること。

(3) SPCの設立当初の資本金額及び株主構成は、別紙1第1項記載のとおりであること。また、管理運営業務開始時から事業期間終了時までにおけるSPCの資本金額及び株主構成は、別紙1第2項記載のとおりとすること。ただし、資本金額及び株主構成の変更について、発注者の事前の書面による承諾がある場合はこの限りではない。

(4) SPCの設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外からは出資を認めないこと。

- (5) 代表企業は、設立時から事業期間の終了時までを通じて構成員中最大の出資者とする。
 - (6) 発注者の事前の書面による承諾なくしてSPCの株式を第三者に譲渡(構成員間における譲渡を含む。)、担保権の設定、又はその他の処分(これらの予約も含む。)をしないものとし、SPCは、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
 - (7) 構成員は、SPCが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、本事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯してSPCへの追加出資又は融資を行うこと。また、その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。
 - (8) 構成員は、事業期間が終了するまで、SPCに事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。
 - (9) 構成員は、SPCが管理運営業務を実施するための人員の確保に協力すること。
- 5 SPCへの出資にあたり、構成員は、次の各号所定の事項を遵守するものとする。
- (1) 構成員はいずれも必ず出資し、かつ、構成員による出資を出資比率の100%とする。
 - (2) 代表企業は、SPCの最大出資額で出資する。
- 6 構成員は、SPCが設立された後及び発注者の事前の確認を得て行うSPCの株主構成の変更後、速やかに、別紙2記載の出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。

(事業の概要)

第4条 構成企業は、入札説明書等及び構成企業が提出した事業提案書に基づき、自ら又はSPCとともに、次条第1項に定めるところに従い、発注者との間で特定事業契約を締結し、その定めるところに従い、発注者から本施設の設計・建設業務、管理運営業務及びこれらに付随関連する業務を一括して契約させ、次で、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に定める者にそれぞれ請け負わせ若しくは委託させ、又はその他の方法により業務の支援を受けさせるものとする。

- (1) 設計・建設業務 : [] (設計企業、建設企業)
 - (2) 管理運営業務 : [] (SPC)
 - (3) 運搬業務 : [] (SPC、運搬企業)
 - (4) 資源化業務: [] (SPC、資源化企業)
 - (5) その他業務[]: []
- 2 第1項各号の各構成企業は、入札説明書等に定めるところに従い、本事業の円滑な遂行を実現するべく、それぞれ請け負った又は委託を受けた各業務を誠実に遂行するものとする。ただし、事業者提案の業務水準が入札説明書等において求められた業務水準を上回る場合には、事業者提案に従うものとする。

(特定事業契約)

第5条 構成企業は、本基本協定締結後、次の各号の定めるところに従い、発注者とSPCとの間で、本事業に係る特定事業契約の仮契約を締結させるものとする。

- (1) 基本契約 構成企業は、発注者が別途指定する、議会に対する設計建設工事請負契約に係る議案提出日(令和7年1月下旬を目途)までに、発注者との間で基本契約の仮契約を自ら締結しかつSPCをして締結せしめる。
- (2) 設計建設工事請負契約 構成企業は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、事業者提案に定める設計企業及び建設企業をして発注者との間で設計建設工事請負契約の仮契約を締結せしめる。
- (3) 管理運営委託契約 構成企業は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、SPCをして発注者との間で管理運営委託契約の仮契約を締結せしめる。
- (4) 運搬に係る三者契約 構成企業は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、運搬業務については、SPC及び運搬企業をして、発注者との間で運搬に係る三者契約の仮契約を締結させるものとする。

- (5) 資源化に係る三者契約 構成企業は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、資源化業務については、SPC及び資源化企業をして、発注者との間で資源化に係る三者契約の仮契約を締結させるものとする。
- 2 前項に規定する仮契約は、設計建設工事請負契約の締結について、議会の議決を得た日から本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定事業契約の本契約成立前に、本事業に関し、構成企業のいずれかが入札説明書において定められた参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合、発注者は、構成企業に書面で通知することにより、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。
- (1) 本事業の入札手続に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。本項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(本項において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が構成企業のいずれか又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体(本項において「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業の入札手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に本事業の入札手続(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 構成企業(その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)による改正前の刑法第96条の3(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者は、構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合、構成企業に書面で通知することにより、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。
- (1) 役員等(その法人の役員、その支店又は常時当該契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本項において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下本項において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的ある

いは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 構成企業のいずれかが、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。

(準備行為)

第6条 構成企業は、特定事業契約の本契約成立前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い、又はSPCに行わせることができるものとし、発注者は、合理的に必要なかつ可能な範囲で構成企業に対して協力するものとする。

(準備行為のSPCへの承継)

第7条 構成企業は、SPCが当事者となる特定事業契約に関し、前条に規定するところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに承継する必要がある場合には、当該特定事業契約の本契約成立後速やかに必要な承継手続を講じるものとする。

(特定事業契約の不成立)

第8条 発注者とSPCが特定事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合、既に発注者と構成企業が本事業の準備に関して各自が支出した費用は、本協定に別段の定めがある場合を除き、各自が負担するものとし、発注者及び構成企業は、特定事業契約の仮契約の締結に至らなかったことに起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。なお、議会において、設計建設工事請負契約の締結が否決された場合には、特定事業契約は成立しないものとし、この場合において構成企業に損害を生じた場合においても、発注者は当該損害を賠償する責めを負わないものとする。

(有効期間)

第9条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日から、特定事業契約が本契約として成立した日までの期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業契約が仮契約として締結に至らなかった場合、本契約として成立しなかった場合又は特定事業契約が解除された場合には、特定事業契約の締結不調が確定した日、本契約として成立しないことが確定した日又は特定事業契約が解除された日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第7条及び第8条その他終了後も適用が企図される規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(解除)

第10条 前条の定めにかかわらず、本基本協定締結後、特定事業契約が本契約として成立するまでに、構成企業のいずれかが次のいずれかの事由に該当する場合、発注者は、代表企業に書面で通知することにより、本基本協定を解除することができる。

- (1) 本事業の入札手続に関して第5条第3項各号のいずれかに該当するとき。

- (2) 第5条第4項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 本基本協定のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。

(違約金)

第10条の2 次の各号のいずれかに該当する場合において、発注者が別途請求したときは、構成員は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の当該号に定める割合に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがある場合には、その部分について発注者が構成員に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

- (1) 本事業に関して第5条第3項各号のいずれかに該当する場合
10分の2
 - (2) 構成企業のいずれかが入札説明書において定められた参加資格を欠くこととなった結果、特定事業契約に関し、発注者が仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないこととした場合
10分の1
 - (3) 第5条第4項各号のいずれかに該当する場合
10分の1
 - (4) 前各号の定める場合以外の事由により事業者のいずれかが正当な理由なく特定事業契約の仮契約を締結しない場合
10分の1
 - (5) 第10条第3号に該当する場合
10分の1
- 2 発注者及び構成員は、前項各号の二以上の定めるところに従って構成員が違約金を支払う義務を連帯して負担する場合、そのいずれか最も高い金額の違約金についての定めが適用され、同額の違約金又は少額の違約金の定めが重疊的に適用されないことに同意する。

(秘密保持)

第11条 構成企業は、本基本協定又は本事業に関連して受領した秘密情報(本条において「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、構成企業は、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、発注者の事前の書面による確認なしに第三者(SPCを除く。)に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報。
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報。
- (3) 開示の後に構成企業の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報。
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
- (5) 発注者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により確認した情報。

3 第1項の規定にかかわらず、構成企業は、次の各号に掲げる場合には、発注者の確認を要することなく、発注者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、発注者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

- 4 発注者は、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第12条 構成企業は、本基本協定の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から構成企業が作成し、又は取得した個人情報(本条において「個人情報」という。)の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本協定の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は確認があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と構成企業の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (6) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (7) 構成企業の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩し、破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。
- (8) 本条に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本基本協定は、日本国の法令等に準拠するものとする。

- 2 発注者及び構成企業は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を静岡地方裁判所とすることに合意するものとする。

(誠実協議)

第14条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定について疑義が生じたときは、その都度、発注者及び構成企業が誠実に協議のうえ、決定するものとする。

(通知)

第15条 本基本協定の当事者に対する本基本協定に基づく通知、請求、同意、承諾その他の連絡(以下本条において「通知等」という)は、すべて書面により、発注者に対しては入札説明書に記載し、また、構成企業に対して事業者提案にあたって発注者に届け出た住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス宛に(本基本協定締結後、いずれかの当事者がその通知先住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレスを変更し、これを本条に従い他の当事者に通知等した場合、かかる変更後の住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレスとする)、持参するか又は郵便、ファクシミリ又は電子メールにて行う。但し、電子メールで通知等を行う場合には、事後に正本を郵送又はファクシミリの方法で交付することとする。なお、電子メールで通知等を行う場合、受信した旨の返信を当該電子メールの送信者が送信した日の翌営業日以内に受信できない場合又は発注者が必要と判断した場合には、確認のため同内容を受信確認できるファクシミリでも送信するものとする。

- 2 前項に基づく通知等が、持参により行われた場合には相手方に届けられたときに、ファクシミリ、電子メール又は郵便にて行われた場合には、かかる通知等が相手方に対し到達した時に、その効力が発生す

る。

- 3 本基本協定の当事者間の通知等については、次の各号の定めるところに従って代表企業経由で行われなければならないものとする。
 - (1) 本基本協定に関連する発注者又は事業者と構成企業間の通知等は、本基本協定上で別途規定されている場合を除き、全て代表企業を経由して行うべきものとし、代表企業を経由しないで行われた通知等は何らの効力も有しない。なお、代表企業の書面による通知等は、代表企業が予め各当事者に届け出る届出印をもって行う。
 - (2) 代表企業以外の構成企業は、本基本協定に関連して、本基本協定上で別途規定されている場合を除き、事業者又は発注者に対し直接いかなる通知等も行わない。
 - (3) 発注者及び事業者は、本基本協定に関連して代表企業以外の構成企業からの通知等を受けた場合は、代表企業に当該内容を連絡し、代表企業は当該通知等につき、その本基本協定に基づく有効性について発注者及び事業者に速やかに通知する。
 - (4) 構成企業は、代表企業を通じてのみ発注者の承諾又は同意を取得することができる。
 - (5) 発注者及び事業者は、本基本協定に関連して代表企業が全構成企業のためになす旨を明示してこれを行った通知等については、それを全構成企業の通知等とみなすことができる。
- 4 構成企業は、その商号、住所等本基本協定に基づいて発注者に届け出た事項に変更があったとき、直ちに書面によって前項の定めるところに従って代表企業経由で発注者に届け出る。かかる届出を怠ったために、本基本協定に基づき行われた通知が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

[以下余白]

SPCの資本金額及び株主構成

1 SPCの設立当初の資本金額及び株主構成

株主名	出資金額(円)
出資金額合計	

2 管理運営業務開始時から事業期間終了時までにおけるSPCの資本金額及び株主構成

株主名	出資金額(円)
出資金額合計	

令和[]年[]月[]日

浜松市長 様

出 資 者 保 証 書

浜松市西部清掃工場更新事業に関し、[]グループ構成員である[]、[]、[]及び[]、協力企業である[]、[]、[]及び[]によって構成される企業グループである代表企業である[]と浜松市との間において令和[]年[]月[]日付けで締結された浜松市西部清掃工場更新事業基本協定書(以下「本基本協定」という。)に関連して、SPCの株主である代表企業、[]、[]、[]及び[]は、本書の日付けをもって、浜松市に対して次の各項に掲げる事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、本書において使用される用語は、本基本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、浜松市西部清掃工場更新事業入札説明書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 SPCが、令和[]年[]月[]日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として浜松市内において適法かつ有効に設立され、かつ、本書の日付け現在有効に存在すること。
- 2 SPCの発行済株式総数は、[]株であり、その全株式を構成員が保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が保有していること。
- 3 構成員は、事業終了まで、浜松市の事前の書面による確認を得た場合を除き、SPCの株式の保有を本書提出時の保有割合で継続すること。
- 4 構成員は、浜松市の事前の書面による確認なくしてSPCの株式を第三者に譲渡し(構成員間における譲渡を含む。)担保権を設定し、又はその他の処分(これらの予約も含む。)をしないものとし、SPCに、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
- 5 構成員は、SPCが設立された後及び浜松市の事前の同意を得て行うSPCの株主構成の変更後、速やかに、本書の書式による出資者保証書を作成して浜松市に提出し、また、構成員以外のSPCの株主に提出させること。
- 6 構成員は、本基本協定第3条第4項に規定する事項を遵守すること。

所在地／住所：

商号又は名称／氏名：